

一般競争入札の実施について

市川市長 田中 甲

下記の通り「自動販売機設置事業者募集」の入札を実施しますので、参加を希望する場合には、「市川市一般競争入札参加申請書」に関係書類を添付のうえ提出してください。

記

1. 件 名 自動販売機設置事業者募集

2. 貸付場所

物件番号	施設名	設置場所	台数	年間最低貸付料 (消費税及び地方消費税抜き)
1	市川市役所 第1庁舎 市川市八幡 1-542-2	1階	1台	18,738円
2	市川市役所 第1庁舎 市川市八幡 1-542-2	3階	1台	18,738円
3	市川市役所 第1庁舎 市川市八幡 1-542-2	4階	1台	18,738円
4	市川市役所 第1庁舎 市川市八幡 1-542-2	6階	1台	16,947円
5	市川市役所 第1庁舎 市川市八幡 1-542-2	7階左	1台	18,738円
6	市川市役所 第1庁舎 市川市八幡 1-542-2	7階右	1台	18,738円
7	南行徳老人いこいの家 市川市香取 1-99-3	1階	1台	14,402円

3. 貸付期間

物件番号1～6 令和5年11月1日から令和10年10月31日まで

物件番号7 令和6年3月1日から令和10年10月31日まで

※物件番号7については、令和6年3月中にリニューアルオープン予定です。

4. 概 要

地方自治法第238条の4第2項第4号の規定に基づく行政財産の貸付に準ずる自動販売機の設置。

詳細は「自動販売機設置事業者募集要項」（以下、「募集要項」という。）記載のとおり。

5. 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 市川市入札参加業者適格者名簿に登録している者、又は下記の書類を提出し、入札に参加可能と認められる者

[法人の場合]

ア 履歴事項全部証明書

イ 印鑑証明書

ウ 使用印鑑届兼委任状（指定用紙）

エ 納税証明書

次に記載するもののうち該当する納税証明書（納期到来分について完納していること）

① 市内に事業所がある場合

・市税[法人市民税の納税証明書]（直近2年）

 [固定資産税の納税証明書]（直近2年）

・国税[法人税及び消費税の納税証明書(その3の3)]

② 上記①に該当しない場合

・国税[法人税及び消費税の納税証明書(その3の3)]

*ア、イ及びエについては、提出日前3ヶ月以内に発行されたものとします。

[個人の場合]

ア 身分証明書（申請者の本籍地を管轄する各市区町村役場戸籍係等において発行される、禁治産・準禁治産の宣告・後見の登録・破産手続き開始の決定（破産者）の通知を受けていないことの証明書）

イ 印鑑証明書

ウ 使用印鑑届兼委任状（指定用紙）

エ 納税証明書

次に記載するもののうち該当する納税証明書（納期到来分について完納していること）

① 市内に住所を有する場合

・市税[市・県民税(個人)の納税証明書]（直近2年）

 [固定資産税の納税証明書]（直近2年）

・国税[申告所得税及び消費税の納税証明書(その3の2)]

② 上記①に該当しない場合

・国税[申告所得税及び消費税の納税証明書(その3の2)]

*ア及びイについては、提出日前3ヶ月以内に発行されたものとします。

- (2) 入札に参加しようとする者が過去5年間に本市、国（公社、公団を含む。）又は他の地方公共団体との間に契約を取り交わし（使用許可を含む。）、自動販売機（清涼飲料水）を自ら設置

し、管理・運営をした実績（現在履行中の実績も可とする。）を有する者であり、かつ、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められ、その実績を証する書類の写しを提出できる者

(3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者のほか、次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加できないものとする

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は本件の入札執行日前6か月以内に手形、小切手を不渡りした者

イ 会社更生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続き開始決定がなされていない者

ウ 民事再生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続き開始決定がなされていない者

エ この公告日から入札執行日までの間において、市川市から競争参加資格停止又は指名除外の措置を受けている者

オ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国の調達事案に関し排除要請があり、当該状態が継続している者

カ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条各号に規定する中小企業等協同組合にあたるもの（以下「組合」という。）が入札参加申請をした場合における当該組合の理事が所属する他の法人若しくは個人

キ 入札に参加しようとする者との間に「特定関係にある会社同士の入札参加制限基準」に規定する資本関係又は人的関係がある者

ク この公告日から過去1年以内に、市川市の「自動販売機設置事業者募集」入札に参加し、落札決定後、正当な理由なく契約を締結しなかった者

ケ この公告日から過去1年以内に市川市との「自動販売機の設置に係る市有財産貸付契約」を途中で解約した者

6. 入札参加申請及び資格の確認

入札に参加を希望する者は、次のとおり申請し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 申請期間 令和5年9月14日（木）から令和5年9月25日（月）

（閉庁時間、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(2) 申請時間 午前9時から午後5時まで

(3) 提出先 市川市役所第1庁舎（市川市八幡1丁目1番1号）

4階 管財部 管財課 電話 047-712-8657（直通）

(4) 提出方法 持参による提出のみとする。

(5) 提出書類

ア 「市川市一般競争入札参加申請書」（指定用紙）

イ 誓約書（指定用紙）

ウ 実績を証する書類の写し（契約書の該当部分、仕様書等）

エ 市川市入札参加適格者名簿に登録されていない場合は5（1）に定める書類

※ 指定様式は市川市ホームページからダウンロードすること。

(6) 入札参加資格の有無

ア 入札参加資格が「有り」と確認された者には、令和5年9月27日（水）午後3時までに「一般競争入札参加資格者証」（以下、「参加資格者証」という。）を電子メールで送付する。なお電子メール受信後は、受信確認メールを送信元へ返信すること。

イ 入札参加資格が「無し」と確認された者にも、令和5年9月27日（水）午後3時までに電話連絡し、後日その理由書を電子メールで送付する。

7. 質疑について

(1) 入札に関して質疑がある場合は、市指定の質疑書に質疑内容を記入のうえ、市川市管財部管財課へ電子メールにて提出すること。

（質疑書は市川市ホームページからダウンロードすること。）

ア 質疑提出期間 令和5年9月25日（月）午後5時まで

イ 質疑提出先メールアドレス kanzai@city.ichikawa.lg.jp

ウ 質疑回答日 令和5年9月27日（水）までに回答する。

(2) 質疑に対する回答は、質疑書提出者と参加資格者証の交付を受けた者全員に対し、電子メールで行う。

8. 入札日及び場所

(1) 入札日時 令和5年10月4日（水）午前10時00分から

(2) 場所 市川市役所第1庁舎（市川市八幡1丁目1番1号）
5階 研修室

(3) 入札受付は、入札会場にて入札日時の10分前から行う。

(4) 入札前に必ず所定の参加資格者証を提示すること。

(5) 開始時間に遅れた場合には、入札に参加しないものとみなす。

9. 入札保証金 免除

10. 入札金額の記載方法

(1) 入札参加者は、入札書に黒のボールペン又は万年筆で必要事項（入札者名、入札金額、入札金額の前に「¥」マーク、物件番号）を記入・押印すること。

(2) 入札金額は貸付料の年額（12ヶ月分、消費税抜き）を記載すること。

落札については最も高い金額を入札した者を落札者とする。

入札書に記載された金額に消費税相当額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格（年間貸付料）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の税抜き額を入札書に記載すること。

また、本件入札においては、年間最低貸付料が設定されているため、それ以上の金額で入札をすること。年間最低貸付料は「募集要項」に記載のとおり。

- (3) 代理人が入札する場合は、入札前に委任状を提出し、入札書へ本人の記名と共に代理人が記名、押印すること。

11. その他の入札必要事項

- (1) 物件番号1から順に開札し、市が定める最低貸付料以上で最も高い貸付料の入札をした者を落札者とする。ただし、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき、又は公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不適當であると認めるときは、その者を落札者とせず、市が定める最低貸付料以上で入札した次順位者を落札者とすることがある。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、該当入札者のくじにより落札者を決定する。くじを引く者がいないときは、入札者に代えて当該事務に関係のない職員がくじを引き決定する。
- (3) 開札結果については、後日ホームページにて公表する。

12. 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- イ 委任状を持参しない代理人のした入札
- ウ 記名押印のない入札又は要領を知得することができない入札
- エ 入札事項を表示せず、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札
- オ 入札金額を訂正した入札
- カ 明らかに連合によると認められる入札
- キ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- ク 郵便、電報及び電話による入札
- ケ その他入札に関する条件に違反した入札

13. 契約保証金

契約金額（入札書に記載された金額に消費税相当額を加算した金額）が年額100万円を超える場合、契約金額の100分の10以上の額を納付する。

14. 落札者との契約の締結について

- (1) 入札の終了後、落札者に必要書類（指定様式）をメールにて渡すので、早急に提出すること。
- (2) 契約予定者は、入札によって得た権利義務を、第三者に譲渡してはならない。

15. その他

提出された入札参加資格確認資料は返却しない。

16. 問い合わせ先

市川市 管財部 管財課 管財担当
電話 047-712-8657（直通）